

議 会 運 営 委 員 会

令和元年 8 月 26 日(月)

開議 10 時 00 分

閉議 時 分

議 会 第 4 委 員 会 室

出 席 者

〔委 員〕 澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、~~川上委員~~、串崎委員
野藤委員、佐々木委員、道下委員、牛尾委員、上野委員、
(柳楽福祉環境委員会委員長)

〔議長団〕 川神議長、田畑副議長

〔委員外議員〕 西川議員、笹田議員、西村議員

〔執行部〕 砂川総務部長、山根総務課長、猪狩総務管理係長
草刈財政課長

〔事務局〕 古森局長、篠原次長、新開書記

議 題

1 9 月定例会議の議案等及び付託案について

資料 1～資料 2

2 9 月定例会議の会議日程について

資料 3、資料 4

3 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書提出等について

資料 5

4 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例について

資料 6-1、資料 6-2

5 その他

(1) 議会傍聴者等へのアンケート結果 (令和元年 6 月定例会議分)

資料 7

(2) その他

令和元年 9 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 認定第 1 号 平成 30 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 30 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 30 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 30 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 30 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 30 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 30 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 30 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 30 年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第 11 号 平成 30 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第 52 号 浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 54 号 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例の制定について
- 議案第 55 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 56 号 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 57 号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 58 号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 59 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 60 号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 61 号 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 62 号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 63 号 市道路線の廃止について（佐野新開線外）
- 議案第 64 号 市道路線の認定について（浜田 255 号線外）
- 議案第 65 号 令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 66 号 令和元年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 67 号 令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 3 号 浜田市教育委員会委員の任命について
- 同意第 4 号 浜田市公平委員会委員の選任について
- 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 13 号 専決処分の報告について（平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事の変更契約）
- 報告第 14 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 15 号 有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況の報告について
- 報告第 16 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 17 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
- 報告第 18 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和元年 9 月浜田市議会定例会議 付託等一覧（案）

市長提案議案等（認定 11 件、議案 16 件、同意 3 件）

議案等番号	件名	付託先等
認定第 1 号	平成 30 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について	予算決算委員会
認定第 2 号	平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第 3 号	平成 30 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第 4 号	平成 30 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第 5 号	平成 30 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第 6 号	平成 30 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第 7 号	平成 30 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第 8 号	平成 30 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第 9 号	平成 30 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第 10 号	平成 30 年度浜田市水道事業会計決算認定について	〃
認定第 11 号	平成 30 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について	〃
議案第 52 号	浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例について	自治区制度等行財政改革推進特別委員会
議案第 53 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教委員会

議案第 54 号	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例の制定について	自治区制度等行財政改革推進特別委員会
議案第 55 号	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第 56 号	浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総務文教委員会
議案第 57 号	浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 58 号	浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第 59 号	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 60 号	浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会
議案第 61 号	浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第 62 号	浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第 63 号	市道路線の廃止について（佐野新開線外）	産業建設委員会
議案第 64 号	市道路線の認定について（浜田 255 号線外）	〃
議案第 65 号	令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 3 号）	予算決算委員会
議案第 66 号	令和元年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第 67 号	令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
同意第 3 号	浜田市教育委員会委員の任命について	総務文教委員会
同意第 4 号	浜田市公平委員会委員の選任について	〃
同意第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃

市長報告事件(6 件)

報告第 13 号	専決処分の報告について（平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事の変更契約）
----------	--

報告第 14 号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第 15 号	有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況の報告について
報告第 16 号	浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第 17 号	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
報告第 18 号	平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和元年9月浜田市議会定例会議日程

資料3

			期間	会議日程	備考
8月	26日	(月)		議会運営委員会	10時～
	27日	(火)			
	28日	(水)			
	29日	(木)		福祉環境委員会	10時～
					・説明用パネル申出締切12時 ・請願・陳情・意見書・決議提出締切17時
	30日	(金)			
	31日	(土)			
9月	1日	(日)			
	2日	(月)	1	開会 提案説明	
				全員協議会	本会議終了後
				総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会	全員協議会終了後
	3日	(火)	2	個人一般質問	※10時半開始
	4日	(水)	3	個人一般質問	
	5日	(木)	4	個人一般質問	
	6日	(金)	5	個人一般質問	
				議会広報広聴委員会	本会議終了後
	7日	(土)	6		
	8日	(日)	7		
	9日	(月)	8	議案質疑	
				予算決算特別委員会	本会議終了後
				自治区制度等行財政改革推進特別委員会	予算決算特別委員会終了後
	10日	(火)	9	総務文教委員会	
	11日	(水)	10	福祉環境委員会	
				中山間地域振興特別委員会	福祉環境委員会終了後
	12日	(木)	11	産業建設委員会	
	13日	(金)	12	予算決算委員会（9月補正予算審査）	
	14日	(土)	13		
	15日	(日)	14		
	16日	(月)	15		
	17日	(火)	16	休会	
	18日	(水)	17	休会	
	19日	(木)	18	予算決算委員会（総務文教）	
	20日	(金)	19	予算決算委員会（福祉環境）	
	21日	(土)	20		
	22日	(日)	21		
	23日	(月)	22		
	24日	(火)	23	予算決算委員会（産業建設）	
	25日	(水)	24	予算決算委員会（予備）	
	26日	(木)	25	休会	
	27日	(金)	26	予算決算委員会（付帯意見協議）	
	28日	(土)	27		
	29日	(日)	28		
	30日	(月)	29	表決	
				全員協議会	本会議終了後
				議会運営委員会	全員協議会終了後

令和元年9月定例会議 予算決算委員会日程

資料4

★平成30年度決算審査については事前通告制・所管委員会ごとの審査となります。

★この日程は、あくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご承知おきください。

月日	曜日	議会日程	予算決算委員会関係の流れ
8月23日	金	個人一般質問通告〆切	
8月24日	土		
8月25日	日		
8月26日	月	議会運営委員会・議案等配付	予算決算委員に資料閲覧要求書、発言通告書等を配付
8月27日	火		
8月28日	水		
8月29日	木	・福祉環境委員会	
8月30日	金		
8月31日	土		
9月1日	日		
9月2日	月	・本会議開会 ・全員協議会	決算審査に係る資料閲覧要求〆切(13時)
9月3日	火	個人一般質問	
9月4日	水	個人一般質問	
9月5日	木	個人一般質問	
9月6日	金	個人一般質問 ・議会広報広聴委員会	
9月7日	土		
9月8日	日		
9月9日	月	・本会議：議案質疑 ・ 予算決算委員会(委員のみ) ・自治区制度等行財政改革推進特別委員会	予算議案・決算議案の付託 閲覧要求資料の決定、今後の流れについての確認
9月10日	火	・総務文教委員会	午前中：閲覧資料等の搬入 13時～17時 資料閲覧
9月11日	水	・福祉環境委員会 ・中山間地域振興特別委員会	9時～17時 資料閲覧
9月12日	木	・産業建設委員会	9時～12時 資料閲覧 決算審査の発言通告書〆切(13時) 午後：閲覧資料等の搬出
9月13日	金	予算決算委員会	令和元年度9月補正予算の審査
9月14日	土		
9月15日	日		
9月16日	月		
9月17日	火	休会	
9月18日	水	休会	
9月19日	木	予算決算委員会	昨年度の付帯意見に対する対応状況報告、質疑 平成30年度決算審査（総務文教委員会関係）
9月20日	金	予算決算委員会	平成30年度決算審査（福祉環境委員会関係）
9月21日	土		
9月22日	日		
9月23日	月		
9月24日	火	予算決算委員会	平成30年度決算審査（産業建設委員会関係） 採決、委員のまとめ(委員のみ)
9月25日	水	予算決算委員会(予備日)	(審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行う。)
9月26日	木	休会	
9月27日	金	予算決算委員会(委員のみ)	付帯意見の協議・完成
9月28日	土		
9月29日	日		
9月30日	月	表決・閉会 全員協議会、議会運営委員会ほか	委員長報告

【留意事項】

★開催場所は全員協議会室です。答弁者は、原則として答弁席でマイクを通して発言を行ってください。

★9月補正予算の審査は通告制ではありませんが、平成30年度決算審査については事前通告制・所管委員会ごとの審査となります。

決算審査の委員の発言順は、各委員会ごと、会計ごとの主要施策等実績報告書の整理番号順(同じ番号で通告者が複数いる場合は議席番号の若い順)とする予定です。また、事前通告者の質疑終了後、時間があれば通告外の質疑も可能とする予定です。(正式には9月9日の予算決算委員会で決定します。)

★決算審査については、通告数によっては17時以降も審査を続ける場合や、翌日に繰り延べる場合、予備日を使用する場合がありますのでご注意ください。

*審査内容

9月19日	木	予算決算委員会	◎<u>昨年度の予算決算委員会の付帯意見に対する対応状況</u>を担当部長から報告⇒委員からの質疑 ◎平成30年度決算審査（総務文教委員会関係） 一般会計 駐車場事業特別会計
9月20日	金	予算決算委員会	◎平成30年度決算審査（福祉環境委員会関係） 一般会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 ◎平成30年度決算審査（福祉環境委員会関係・上下水道部分） 公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 簡易水道事業特別会計 (企業会計)水道事業会計 (企業会計)工業用水道事業会計
9月24日	火	予算決算委員会	◎平成30年度決算審査（産業建設委員会関係） 一般会計 公設水産物仲買売場特別会計 ◎採決、委員のまとめ(委員のみ)
9月25日	水	予算決算委員会(予備日)	審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行います。

令和元年6月27日

各市区議会議長 殿

全国市議会議長会

会長 野 尻 哲 雄

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択
及び地元国会議員に対する要望活動について（依頼）

平素より、全国市議会議長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、正副会長をはじめ、地方行政委員会、国会対策委員会などにおいて政府与党の幹部に対し要望活動を重ねて参りました。

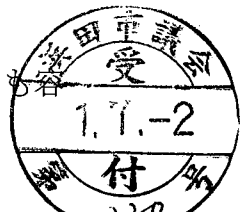
また、若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは多くの市議会の緊要な課題であるとの観点から、去る6月11日に開催された第95回定期総会において、サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直しなどとともに、厚生年金制度への地方議会議員の加入実現を求める総会決議を行ったところです。

今日、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、市議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加してきております。サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境の整備を図ることは、サラリーマン層からの立候補をしやすくし、多様な人材の市議会への参画を促すうえでも欠くことのできない課題であると考えます。

各市議会におかれましても、厚生年金への加入実現をめざす意見書を採択いただき、また地元選出国会議員への要望を重ねていただいております。これまでのご尽力に感謝申し上げます。

しかしながら、本年4月末現在、加入実現をめざす意見書の採択市区議会は344に止まり、未だ471市区議会において意見書を採択いただけない状況になっております。

与党のなかにも本会要望に反対や消極の意見があり、その実現は必ずしも各



易なことではありません。今後できる限り早期に関連法案の国会提出とその成立を期するためには、より多くの議会から意見書を採択していただくことが不可欠であります。

ついては、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市区議会におかれましては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、今回、総会決議がなされたことを契機に、その趣旨を改めてご理解いただき、来る9月定例会において意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、何卒お願い申し上げます。

また、すでに意見書を採択済みの市区議会におかれましても、これまで地元選出国會議員などに対する要望を重ねていただいていることと拝察いたしますが、要望に反対や消極の意見を持たれている国會議員を含め、地元選出国會議員に対する要望を強化いただきますよう、お願い申し上げます。

【問合せ先】

全国市議会議長会

千葉・遠藤

TEL 03-3262-2302

FAX 03-3222-0658

nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては全市的に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の議決状況

平成31年4月26日現在

部会名	都道府県名	全市 区数	議決 市区数	議決市区名
北海道 (35/32)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、 苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、 千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (77/34)	青森県	10	9	青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	1	奥州
	宮城県	14	7	石巻、塩竈、気仙沼、角田、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	2	由利本荘、仙北
	山形県	13	9	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、南陽
	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
北信越 (69/32)	新潟県	20	7	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、阿賀野、魚沼
	富山県	10	0	
	石川県	11	10	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、能美、野々市
	福井県	9	4	福井、越前、大野、勝山
	長野県	19	11	長野、松本、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、茅野、塩尻、佐久、 千曲
関東 (216/65)	東京都	49	6	八王子、府中、町田、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	3	横浜、川崎、相模原
	山梨県	13	4	韭崎、北杜、上野原、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、 笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、 桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	9	宇都宮、足利、栃木、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	0	
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、 鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
	千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ
東海 (96/32)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	14	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、西尾、江南、稲沢、東海、 愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	5	四日市、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、 海津
近畿 (111/22)	大阪府	33	2	吹田、門真
	京都府	15	5	舞鶴、綾部、宮津、亀岡、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	5	相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
	和歌山県	9	2	和歌山、有田
中国 (54/29)	鳥取県	4	2	鳥取、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	7	岡山、津山、笠岡、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
	山口県	13	7	下関、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
四国 (38/22)	徳島県	8	2	徳島、阿波
	香川県	8	5	高松、坂出、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
九州 (119/76)	福岡県	29	9	久留米、飯塚、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川※
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	9	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、 宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	12	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、杵築、宇佐、豊後大野、 由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
	鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、 伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志
	沖縄県	11	8	那覇、石垣、宜野湾、名護、豊見城、うるま、宮古島、南城
合 計		815	344	

※福岡県那珂川市については、平成28年12月に那珂川町議会として意見書を可決したもの

提案条例説明資料

提案者 福祉環境委員会

1	議案番号	発議第 号
2	題名	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例
3	目的・理由	認知症の人にやさしいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務又は役割を明らかにするとともに、認知症に関する施策と取組の基本となる事項を定めることにより、誰もが希望と尊厳をもって安心して暮らし続けることができるまちの実現に寄与することを目的として制定するものです。
4	概要	1 基本理念（第3条） (1) 認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。 (2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。 (3) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、積極的に認知症予防に取り組むこと。 (4) 市、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携すること。 2 市の責務（第4条） (1) 認知症の人とその家族の生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施する。 (2) 必要な組織体制の整備を図るとともに、常にその実施状況と効果を検証し、内容を見直す。

		3 市民の役割（第 5 条） (1) 認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努める。 (2) 認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮する。 (3) 日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になった場合においても、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、市、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努める。 4 事業者の役割（第 6 条） (1) 認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努める。 (2) 市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する取組に協力するよう努める。 5 関係機関の役割（第 7 条） 認知症の人が安心して暮らすことができるように、早期から認知症の人の変化に気づき、必要な支援を行うよう努める。 6 人材の育成と正しい知識の普及（第 8 条） (1) 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努める。 (2) 認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必要な施策を実施する。 7 認知症予防施策（第 9 条） (1) 認知症予防のための施策を積極的に実施する。 (2) 生活習慣病の予防が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行う。 (3) 認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行う。
--	--	---

		8 認知症の人とその家族への支援施策（第 10 条） (1) 認知症の人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図るとともに、地域における互助、共助の活動に対し支援する。 (2) 認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報の共有を図り、連携体制を整備する。 (3) 行方不明となるおそれのある認知症の人を見守るとともに、行方不明となった場合においてはその者を早期に発見保護するため、市民、事業者、関係機関などとの連携体制の充実に努める。
5	施行期日等	公布の日

浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務又は役割を明らかにするとともに、認知症に関する施策と取組の基本となる事項を定めることにより、誰もが希望と尊厳をもって安心して暮らし続けることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係機関 認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉、保健、教育、法律、生活関連等の機関をいう。
- (5) 認知症サポーター 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする者をいう。
- (6) 生活習慣病 食生活、運動、喫煙、ストレス等の生活習慣が深く関与し、脳血管疾患、心疾患等の発症の原因となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の疾患の総称をいう。

（基本理念）

第3条 認知症の人にやさしいまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。
- (2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。
- (3) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、積極的に認知症予防に取

り組むこと。

- (4) 市、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、認知症の人とその家族の生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、必要な組織体制の整備を図るとともに、常にその実施状況と効果を検証し、内容を見直すものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮するものとする。
- 3 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になった場合においても、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、市、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、認知症の人が安心して暮らすことができるように、早期から認知症の人の変化に気づき、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材の育成と正しい知識の普及)

第8条 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努めるものとする。

- 2 市は、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必

要な施策を実施するものとする。

（認知症予防施策）

第9条 市は、認知症予防のための施策を積極的に実施するものとする。

2 市は、生活習慣病の予防が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行うものとする。

3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。

（認知症の人とその家族への支援施策）

第10条 市は、認知症の人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図るとともに、地域における互助、共助の活動に対し支援するものとする。

2 市は、認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報の共有を図り、連携体制を整備するものとする。

3 市は、行方不明となるおそれのある認知症の人を見守るとともに、行方不明となった場合においてはその者を早期に発見保護するため、市民、事業者、関係機関などとの連携体制の充実に努めるものとする。

（その他）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会傍聴者へのアンケート結果(令和元年度分)

		性別	年齢	住まい	1.傍聴回数	2. 傍聴目的			3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見	
							2.(その他)			3.の理由		4.の理由			
R01. 06 定例会議	195	男	70代	市内（浜田自治区）	3回以上	今回の議案や質問内容に関心がある				よくわかった	質問の主旨が明確で良く判る。言葉がはっきりしている。	だいたいわかった	質問に対する回答があいまいなものが多い。いつ来ても関心がうすい。	市民の参加が少なく関心が全くうすい。	
	196	男	60代		3回以上	議員に誘われた				よくわかった		だいたいわかった			
	197	男	60代	市内（浜田自治区）	3回以上	議会や市政に関心がある	今回の議案や質問内容に関心がある			よくわかった		だいたいわかった			
	198	男			3回以上	今回の議案や質問内容に関心がある			自治区制度問題	だいたいわかった		だいたいわかった		自治区制度は問題がある。制度の廃止を中心の協議が必要がある。	